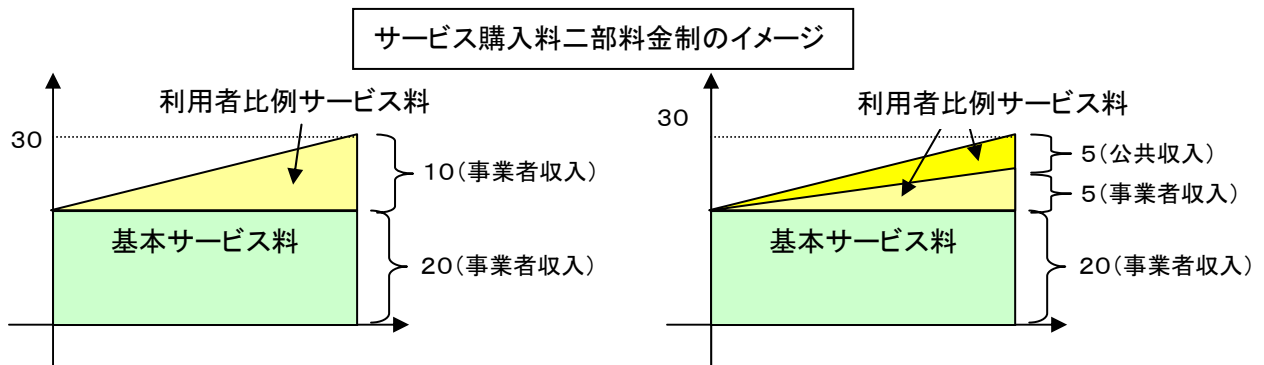


【インセンティブ付きサービス購入型】

サービス購入型+料金徴収型の場合におけるインセンティブ付きサービス購入料

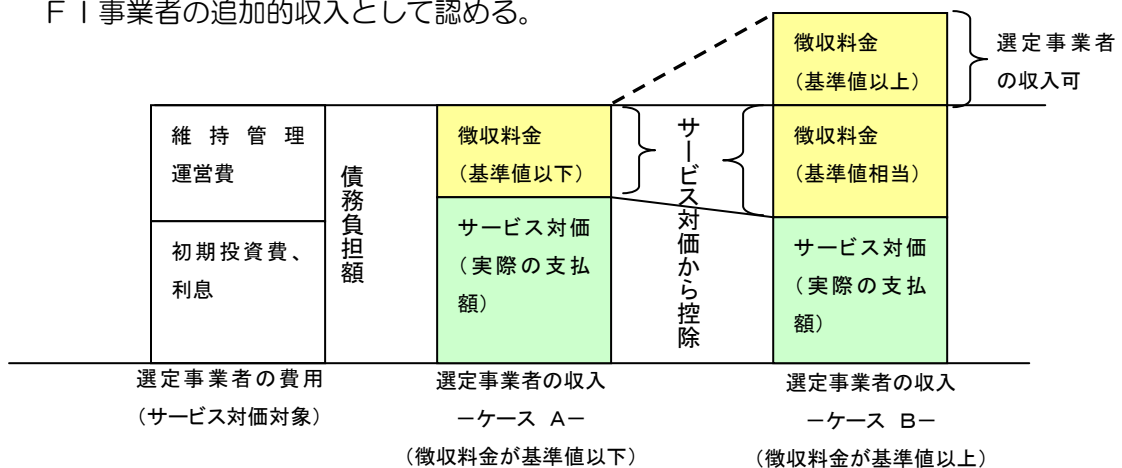
背景：需要変動リスクを民間事業者が所有する案件で破綻の可能性が出てきている。しかし、従来の事業期間中、料金収入がある（料金徴収代行業務）にも関わらず、固定的なサービス購入料だけでは、民間事業者のインセンティブが働かない。

民間事業者の積極的な集客努力を民間事業者の収入に反映させるため、インセンティブ制度を設けることが考えられる。



事例：長岡市「高齢者センター」PFI

PFI 事業者は、予め（定期的に）施設利用者数の予測を行い、両者は、利用者の予測値に基づいて徴収料金基準値を設定する。徴収料金基準値は、支払いサービス対価から控除される徴収料金額の上限とする。徴収料金が基準値以下の場合、公共は PFI 事業者の費用（サービス対価対象）から徴収料金を控除した額を選定事業者に対し支払う。徴収料金額が基準値以上の場合、基準値以上の徴収料金分についてはサービス対価から控除せず、PFI 事業者の追加的収入として認める。



【支払のメカニズムイメージ】

